## はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約

### 第1章 総則

### 第1条(目的)

「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、関西電力株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「トラブルシューティング」及び「登録製品保証」(以下これらのサービスを総称して「本サービス」といいます。)に関して、当社と契約者との間の権利関係を定めるものです。

## 第2条(本規約)

本規約は、本サービスの提供及びその利用に関して適用されます。当社等(第 3 条に定義)は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(当社等が随時会員に行う通知を含みます。以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。諸規定は本規約の一部を構成するものとします。本規約と諸規定(以下総称して「本規約等」といいます。)の定める内容に相違がある場合は、諸規定の内容が優先します。

## 第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。なお、本規約において別途定義がある場合は、当該定義に従います。

(1) 本サービス

本サービスは、「トラブルシューティング」とそれに付帯する「登録製品保証」の2つのサービスから構成されます。

(2) トラブルシューティング

本規約第2章(トラブルシューティング)に基づき提供されるサービス。

(3) 本サービス利用契約

本規約に基づいて、契約者及び当社との間で締結される、契約者が本サービスの提供を受けるための契約。

(4) 本保険契約

レスキュー損害保険株式会社(以下「引受保険会社」といいます。)を保険の引き受け会社、当 社及びアシュリオン・ジャパン株式会社(以下「委託会社」といいます。)を保険契約者、契約 者及び契約者家族を被保険者とし、登録製品保証を提供する、当社及び委託会社が引受保険会社 との間で締結する「修理費用保険(家電補償特約付帯)」と称する損害保険契約。

(5) 当社等

当社及び委託会社の総称。

(6) 契約者

第6条(契約申込)の定めに従い、当社との間で本サービス利用契約を締結した、「はぴeみる電」の会員。

(7) 契約者家族

契約者と生計を同一にする二親等以内の親族。ただし、契約者と同居しない者は契約者家族に含

めないものとします。

#### (8) 契約者等

契約者及び契約者家族の総称。

#### (9) 本サービス料金等

契約者が、本サービスの利用の対価として第8条(ご利用料金)に基づき支払う月額料金、【別紙1】に記載のご負担金、及び、第20条(違約金)に基づき支払う違約金。

## (10)契約開始日

当社及び契約者との間で本サービス利用契約が成立した日。なお、当社等が第6条(契約申込)に基づき、本サービス利用契約の申込を受け付けた旨を契約者に通知した日を契約開始日とします。

## (11)利用開始日

「トラブルシューティング」及び「登録製品保証」の利用が可能となる日。なお、利用開始日は、本規約第7条(本サービスの利用)第2項に基づき、サービス毎に異なります。

#### (12) ご契約番号

当社と契約者の間で本サービス利用契約が成立することにより、当該契約者に割り当てられる 番号。

### (13) はぴeみる電

当社がインターネットウェブサイトで提供する電気のご使用量のお知らせ照会サービス。

本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト: < https://kepco.jp/m iruden/> (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)

## (14) 本会員サイト

契約者がログイン可能な当社が別途指定する、本サービスの利用等のためのインターネットウェ ブサイト。

#### (15) 本サービスサイト等

本条の第13号「はぴeみる電」、第14号「本会員サイト」の総称。

#### (16) 対象製品

本サービスの対象製品は、当社が本規約等で別途指定したもので、日本国内で修理受付可能であり、日本国内で購入可能な製品であって、契約者等が本会員サイト等に定める販売元にて日本円で購入した新品の製品(第17条(登録製品修理)に基づき提供した修理製品を含みます。)、又は、第16条(交換製品の提供)に基づき当社等が提供した交換製品。ただし、実際に本サービスを利用するためには、「対象製品」を本会員サイト等にて定める所定の方法及び期間内に登録し、「登録製品」にしていただく必要があります。

### (17) 登録製品

対象製品のうち、当社等所定の期限内に本サービスの対象として登録された製品。

## (18) 登録製品保証

本保険契約の保険責任期間内に登録製品に保険事故が生じた際に、契約者等の申込に基づき、当社等が契約者等から第15条に定義する保険金代理請求手続を受任したうえで、契約者に対し第13条(登録製品保証の概要)に定義する保険金受取オプションのいずれか又は全てを提示し、これらのうちのいずれかの提供を行うこと。

#### (19)交換製品

登録製品保証により、登録製品の代替として当社等が契約者等に提供する製品。

#### (20)旧登録製品

登録製品保証により、契約者等が当社等から交換製品を受領し、第14条(対象製品の登録)に 基づき、交換製品が新たな登録製品となった以降における従前の登録製品。

## (21) 保険事故

本保険契約における保険事故 (偶然な故障 (水濡れによる故障を含みます。) 又は外装破損によって保険の目的物が使用不能となったこと)。

#### (22)保険請求事由

登録製品保証の利用の申込時に、登録製品に生じた保険事故として契約者等が当社等に申告した 事由。

#### (23)保険責任期間

本保険契約において被保険者ごとに定められる保険責任期間

#### (24) ご負担金

【別紙1】の「ご負担金」に定める、契約者等が負担する必要のある料金であり、【別紙2】における「免責金額」を意味します。

## (25)登録製品修理

本条の第27号「引受修理対応」、第28号「訪問修理対応」、又は第29号「修理代金の支払い」 による登録製品の修理。

#### (26)登録製品修理費用

登録製品修理のうち引受修理対応又は訪問修理対応において必要となる部品代、作業費、出張費 及び登録製品修理作業後の登録製品の契約者等への送付に係る費用、並びに修理代金の支払い にて発生した修理費用、その他登録製品の修理に関する費用。

## (27) 引受修理対応

当社等が登録製品保証の受付時に指定する店頭若しくは郵送及び配送にて契約者等から登録製品を受領して、登録製品修理を行うこと。

## (28) 訪問修理対応

当社等が契約者の住所に訪問し、登録製品修理を行うこと。

#### (29)修理代金の支払い

当社等が本会員サイトにて指定するメーカー、正規代理店、又は、メーカー修理の取次店)(以下、これらを総称して「指定修理業者」といいます。)に契約者等が登録製品を持ち込んで修理を依頼した際、又は、契約者等が指定修理業者に指定された住所に送付して修理を依頼した際、当社等が当該修理費用に関して引受保険会社に対して契約者等の代理人として保険金を請求し、引受保険会社から受領した保険金相当額を契約者等に交付すること。

### (30)付帯保険

本サービス開始時に本サービスに自動付帯される本保険契約に基づく損害保険。

#### (31) 単純金銭受領

登録製品に保険事故が生じた場合に、当該登録製品について修理及び交換をしないことを前提にして、当社等が引受保険会社に対して契約者等を代理して保険金請求手続を行い、かつ、それにより当社等が引受保険会社から受領した保険金相当額を契約者等に交付すること。

#### 第4条(自動付帯)

登録製品保証は、契約者等に対して提供されるものであり、契約開始日時点で自動付帯されます。 なお、サービス利用開始日はサービス毎に異なります。登録製品保証の詳細は本規約等に定める とおりとします。

#### 第5条(委託)

当社等は、契約者等の承諾の有無にかかわらず、本サービスの提供に係る業務の全部又は一部を 第三者に委託する場合があります。なお、当社は、本サービスの提供にかかる業務の運営におい て、窓口業務を含む一部の業務を委託会社に委託するものとします。

#### 第6条(契約申込)

はぴ e みる電の会員が本規約に同意の上、当社所定の手続により本サービス利用契約の申込を 行い、当社が当該申込を受け付けた旨を通知した時点で本サービス利用契約が成立し、その成立 日を契約開始日とします。

- 2. 本サービスの月額料金の支払方法は、「クレジットカード支払い」とします。
- 3. ご契約番号は、同一住所に居住し、かつ、生計を同一にするはぴ e みる電の会員の世帯に1つとします。
- 4. ご契約番号1つにつき、本サービス利用契約は1件のみとし、2件以上の契約申込はできないものとします。また、契約申込にあたっては、契約者が18歳以上であること、かつ、契約者が居住する住所として日本国内の住所で登録することが必要です。
- 5. 同一住所に居住する寮やシェアハウス等の生計を同一にしない世帯の場合には、世帯ごとに個別の本サービス利用契約の締結が必要になります。
- 6. 当社等が本サービス利用契約に基づいて本サービス提供を行うスマートフォンは 2 台までとなります。
- 7. 本条第1項にかかわらず、当社等は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当すると判断した場合、はぴeみる電の会員からの本サービス利用契約の申込を承諾しないことがあります。
- (1) はぴeみる電の会員が本サービスの契約申込にあたり申告内容が法人名義である場合。
- (2) はぴ e みる電の会員が本サービスの契約申込にあたり申告した住所(以下、「登録住所」 といいます。)がはぴ e みる電の会員の居住用住宅でない場合。
- (3)はぴeみる電の会員の申込の内容に不備があり、若しくはその内容が事実に反しているとき、又はそのおそれがあるとき
- (4) はぴ e みる電の会員が、当社等の提供するサービス(本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じです。)の利用に係る契約の解除若しくは当該サービスの利用停止等を受けたことがあるとき、又は現に受けているとき若しくはそのおそれのあるとき。
- (5) はぴ e みる電の会員が第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)の定めに違反する行為若しくは違反のおそれのある行為を行ったことがあるとき、又は現に行っているとき。
- (6)はぴeみる電の会員が、当社等の提供するサービスの利用に係る料金を当社等所定の期日までに支払わなかったとき、又はそのおそれのあるとき。
- (7)過去に自己を契約者又は契約者家族とする本サービス利用契約を締結し、かつ当該本サー

ビス利用契約を解約され、契約開始日又はその応当日 (毎年の契約開始日に応当する日をいいます。以下同じです。) から起算して1年を経過していない場合。ただし、解約時点で一度も登録製品保証のご利用及び本規約のいずれの条項にも違反がなかった場合等、当社等が特別に再加入を認める場合を除きます。

- (8) はぴeみる電の会員に対して本サービスを提供することが技術上困難なとき。
- (9) はぴ e みる電の会員が第36条(反社会的勢力)の定めに違反しているとき、又は違反するおそれがあるとき。
- (11)対象製品を、通常必要とされる個数又は種類を著しく超えて所有していると当社等が判断したとき。

## 第7条(本サービスの利用)

契約者は、本規約等の定めに従い、本サービスを利用できるものとします。契約者は、契約者家族が本規約等の定めに従うこと、並びに、契約者家族が当社等に対して有する権利の範囲及び内容が、いかなる場合においても本規約等に基づき契約者が当社等に対して有する権利の範囲及び内容を超えないことについて予め承諾することを条件に、本サービスを利用できるものとします。当社は、契約者家族が本サービスを利用した時点で、契約者家族が本項に定める承諾を当社及び契約者に対して行ったものとみなします。契約者は、当社等が商業的に合理的な努力を限度として本サービスを提供することに同意します。

- 2. 契約者は、次の各号に定めの別に従い、本サービスの利用を開始できるものとします。
- (1)「トラブルシューティング」については、契約開始日以降
- (2)「登録製品保証」については、契約開始日から起算して31日目の午前0時以降
- 3. 契約者は、本サービスを利用する場合には、本会員サイトにログインして本サービスを利用 するものとします。
- 4. 契約者は、契約者等から当社等に対する本サービスに係る専用フリーコールによる通話その他の通話内容が、当社等による本サービスの円滑な提供のため、録音される場合があることを予め承諾するものとします。
- 5. 本サービス利用契約の有効期間は、契約開始日から、第8条(ご利用料金)第6項、第25条(利用停止等)、第26条(契約者からの解約申出)、第27条(本サービス等の変更及び提供終了)、第36条(反社会的勢力)第3項、その他本規約等のいずれかの規定に基づく本サービス利用契約の解約、解除又は終了の日までの期間とします。

### 第8条(ご利用料金)

契約者は、本規約等に別途定める場合を除き、本サービスのご利用料金として、【別紙1】に定める、暦月ごとに発生する月額料金(以下、「月額料金」といいます。)、並びに【別紙1】に定める第15条(保険金代理請求手続)に基づき発生するご負担金をそれぞれ当社等所定の支払期日までに支払うものとします。

- 2. 前項にかかわらず、契約者が初めて本サービス利用契約を締結する場合、契約開始月の月額料金は発生しません。なお、新たにサービス利用契約を締結する場合であっても、契約者等が、過去に本サービス利用契約を締結した履歴を有するとき、契約開始月の月額料金は発生します。3. 当社等は、当社等が適当と判断する方法により事前に契約者に通知又は周知することにより、本条第1項に定める月額料金又はご負担金の全部又は一部を変更できるものとします。この場合、変更日以降(月額料金については変更日が属する月以降とします。)は変更後の月額料金又はご負担金が適用されるものとします。
- 4. 契約者は、月額料金を契約開始日の属する月から(又は、本条第2項に基づき契約開始月の月額料金が発生しない場合には、契約開始日の属する月の翌月から)、当月分を暦月ごとに第6条(契約申込)第2項で指定する方法で支払うものとします。なお、契約者は、本サービスの利用の有無にかかわらず、ご利用料金を支払うものとします。
- 5. 契約者は、本サービス利用契約が暦月の中途に成立した場合または終了した場合であっても、本サービス利用契約の契約開始日または終了日が属する月の月額料金を全額支払うものとします。契約者は、このような場合であっても、当社等が本サービス利用契約の契約開始日または終了日が属する月の月額料金について日割り計算を行わないことを予め承諾します。
- 6. 契約者が月額料金又はご負担金を支払わず、当社等から通知を発してから1か月以内に契約者による支払いを当社等が確認できなかった場合には、その理由を問わず、当社は本サービス利用契約を当該通知日から1か月を経過した時点で解除させて頂く場合があります。また、本サービス利用契約の終了日以降に保険事故が発生し又はその報告がなされても、本サービスを利用することはできません。

## 第9条(ご連絡及び通信料)

当社等は、契約者から本サービスの利用申込を受けた場合、又は契約者等への本サービスの提供にあたり、本サービス利用契約の締結時に契約者が申告した電話番号に架電、又はメールアドレスに電子メールをお送りする場合があります。

2. 前項に基づき当社等が契約者にお送りする電子メール等の受信に係る通信料、その他本サービスの利用申込又は本サービスの利用に際し必要な機器及び通信手段は、契約者のご負担となります。

## 第2章 トラブルシューティング

## 第10条(トラブルシューティングの概要)

トラブルシューティングとは、登録製品に関する不具合等について、契約者等からの本サービス に係る専用フリーコールへのお問い合わせを受けて、当社等のオペレータが音声通話にて、トラ ブル解決のためのアドバイスを提供するサービスをいいます。

2. トラブルシューティングでは、本規約等の定めに従い、契約者等からのトラブルシューティングの利用申込依頼ごとに、取扱説明書の記載に基づいて対象となる機器の状態を確認します。

## 第11条(トラブルシューティングの対象について)

当社等は、次の各号に定める全ての条件を満たした契約者等からのお申し出に対し、本サービス

サイト等にて定める提供時間中に、トラブルシューティングを提供いたします。

- (1) ご契約番号に紐づく登録製品のうち、トラブルシューティング対象製品として当社等が本 規約等で別途指定した製品本体についてのお申し出であること
- (2) 第7条(本サービスの利用)第5項に定める本サービス利用契約の有効期間内であること
- (3) 日本語による意思疎通が可能であること
- (4) 日本国内で発生したトラブルについてのお申し出であって、サービス利用申込時に登録製品を滅失、盗難、紛失しておらず、当該登録製品について登録製品保証をお申し込みしておらず、かつ他社の類似サービスをお申し込み中でないこと
- (5) トラブルシューティング対象製品のメーカー保証書及び取扱説明書に記載されている使用 上の注意などに従い正常な使用により発生したトラブルについてのサービス利用申込であるこ と
- (6) サービス利用申込時点で、第24条(本サービスの停止・中断)適用中でないこと
- (7) サービス利用申込時点で、契約者等が第25条(利用停止等)、第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)、又は第36条(反社会的勢力)の定めに違反しておらず、そのおそれもないこと
- 2. トラブルシューティングご利用時には、当社等オペレータが、契約者等に対して、サポート情報の提供、又は、操作方法の提案をさせていただく場合があります。当社は、トラブルシューティングにより、トラブル解決方法の提案に努めますが、トラブル解決方法の提示、又は、トラブル解決を保証するものではありません。

#### 第12条(トラブルシューティングの免責等)

トラブルシューティングご利用に際しては、第37条(保証及び免責事項)の規定に加えて、当社等の行ったトラブルシューティングのご案内を受けての契約者等の操作による機器の不具合若しくは故障、又は、データの改ざん若しくは削除等に関して、当社等は一切の責任を負わないものとし、契約者等はこれらの事項について予めご承諾するものとします。

- 2. 契約者等がトラブルシューティングのご利用により第三者(他の契約者等を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者等は自己の責任と費用でこれを解決し、これについて当社等はいかなる責任も負担しないものとします。
- 3. 契約者等は、登録製品の状態(通信環境又は故障、ソフトウェア等の動作環境、契約者等によるソフトウェアやアプリケーションの改変又は編集等を含みます。)によって、当社等オペレータが円滑に操作方法の提案等を行うことができず、トラブルシューティングのご提供ができない場合があることを予めご承諾いただくものとします。

## 第3章 登録製品保証

### 第13条(登録製品保証の概要)

当社等は、契約者等が本保険契約の被保険者となり、契約開始日から起算して31日目の午前0時から本保険契約の保険責任期間が始まるように、引受保険会社に対して所要の手続を行うとともに、契約者等が被保険者としての地位を継続できるよう、本保険契約を適切に維持するものと

します。なお、本保険契約の保険料は当社等が負担します。

- 2. 契約者等は、本規約【別紙2】重要事項説明書「修理費用保険(家電補償特約付帯)のご説明」にて定める内容に従って、本保険契約上の被保険者としての権利を行使することができます。その中でも特に重要な事項は、本章の各条文(次項以降も含みます。)でもご説明します。
- 3. 契約者等が自己の所有する対象製品を本保険契約の保険の目的とするためには、第14条(対象製品の登録)に基づき、当該製品を登録する必要があります。
- 4. 契約者等は、本保険契約に基づく、引受保険会社に対する保険金の請求及び受領に係る全ての権限及び手続の実施を、当社等に委任することについて同意するものとします。なお、本保険契約における保険金請求は必ず当社等を通じて行われることが必要であり、契約者等は、当社等の了解を得た場合を除き、自ら引受保険会社に対して保険金を請求することはできません。
- 5. 当社等は、前項の委任に基づき当社等が引受保険会社から受領した保険金相当額を原資として、契約者等に対して、第16条(交換製品の提供)、第17条(登録製品修理)及び第18条(単純金銭受領)で定める方法による交換製品の提供、登録製品修理又は単純金銭受領(以下、総称して「保険金受取オプション」といいます。)のいずれか又は全部を提案し、契約者等はかかる選択肢の中から希望する保険金受取オプションを選択するものとします。
- 6. 契約者等が単純金銭受領以外の保険金受取オプションを選択した場合、当該保険金受取オプションの利用に係る当社等の契約者等に対する費用請求権と、第 4 項の委任に基づき契約者等が当社等に対して有する保険金相当額引渡請求権は、対当額にて相殺されるものとします。

#### 第14条(対象製品の登録)

対象製品のうち、本サービスサイト等にて定める所定の方法で、所定の期間内に登録された製品を登録製品とします。

- 2. 契約者等が本サービス利用契約の契約開始日に先立って購入した対象製品については、契約開始日から起算して30日目までに本サービスサイト等に所定の登録が必要になります。
- 3. 契約者等が本サービス利用契約の契約開始日以降に新たに対象製品を購入した場合は、購入日から起算して30日目までに本サービスサイト等に所定の登録が必要になります。
- 4. 契約者等が、第16条(交換製品の提供)に基づき提供を受けた交換製品を登録製品とするためには、交換製品の受領日から起算して当社等が本サービスサイト等にて定める期間内までに、契約者にて所定の登録が必要になります。
- 5. 前各項に定める登録にあたり、契約者等は、購入時の領収書の提出その他当社等が本サービスサイト等で定める方法により、契約者等が当該製品の真正な所有者であることを証明しなければならないものとします。この際、第三者から契約者等への貸与品(インターネット接続用ルーター等)はご登録いただけません。

### 第15条(保険金代理請求手続)

契約者等は、本保険契約に基づき契約者等が引受保険会社から保険金を受領できると当社等が合理的に認める場合に限り、当社等に対し、本保険契約の保険金請求手続を依頼することができます(以下、当社等により行われるかかる代理請求手続を「保険金代理請求手続」といいます。)。

2. 契約者等が引受保険会社から保険金を受領できるか否かは、本保険契約の内容により定めら

れています。本保険契約の主な内容は【別紙2】重要事項説明書に記載のとおりであり、特に別紙2「2.補償内容(2)保険金をお支払いする場合」及び「2.(6)保険金をお支払いできない主な事由」は重要であるため、その内容をご確認ください。

- 3. 当社等は、前項に基づき保険金代理請求手続を受任した場合、本保険契約に基づき契約者等が引受保険会社から受領できる保険金(以下「代理受領保険金」といいます。)の額等を考慮の上、保険金受取オプション(交換製品の提供、登録製品修理、単純金銭受領のいずれか又は全て)を契約者等に提示します。但し、次の各号に掲げる場合、当社等は、提示する保険金受取オプションを限定することがあり、契約者等はこれに同意するものとします。
- (1)交換製品の提供において、交換製品の製造又は販売終了等により提供が困難な場合、交換 製品の提供を提案できない場合があります。
- (2)登録製品修理において、登録製品の修理部材の不足等により修理対応が困難である又は終了している場合、登録製品修理を提案できない場合があります。
- (3)登録製品修理の修理に要する時間が著しく長期に及ぶ場合、登録製品修理を提案できない場合があります。
- (4)登録製品と同等の交換製品の提供価格又は登録製品の修理価格が、登録製品発売時の市場価格、又は、第14条(対象製品の登録)第5項に定める、購入時の領収書等に記載の対象製品の購入金額のいずれか低い方を著しく上回る額となる場合、交換製品の提供若しくは登録製品修理のいずれか、又は、その両方を提案できない場合があります。
- (5)単純金銭受領額が、登録製品と同等の交換製品の提供価格又は登録製品の修理価格を著し く上回る場合、単純金銭受領を提案できない場合があります。
- (6)第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)各号のいずれかに該当する疑義があると当社等が判断した場合、交換製品の提供、登録製品修理又は単純金銭受領のいずれかを提案できない場合があります。
- 4. 契約者等が保険金代理請求手続を希望する場合、本サービスサイト等上で指定の専用電話番号又は本会員サイトからお申込ください。
- 5. 第1項にかかわらず、当社等は、本サービス利用契約の有効期間内かつ登録製品に保険事故が発生した日から起算して30日以内に契約者等からの請求が行われた場合に限り、保険金代理請求手続を受任するものとします。また保険金代理請求手続を受任するにあたり、契約者等が第14条(対象製品の登録)に定める登録が完了している必要があります。なお、当社等は、保険金代理請求手続の申込受付時に必要と判断した場合は、契約者等に対し保険事故発生の事実及びその発生日を確認するために当社等が定める書類、資料(製品画像、事故詳細確認書類等)及び、本人確認書類等の提出を求める場合があり、この場合、契約者等はこれに応じるものとします
- 6. 第1項にかかわらず、別紙2、本規約【別紙2】重要事項説明書・4により定められる当該 契約者等の保険責任期間内に、契約者等が【別紙2】に定める保険金額の上限まで保険金受取オ プションを行使している場合、当社等は保険金代理請求手続を受任しません。なお、保険金額は、 保険責任期間が更新された場合には、当初の保険金額に復元いたします。
- 7. 保険金代理請求手続の申込の取り消しは原則として受け付けません。
- 8. 本章に定める他、本保険契約における保険金の支払要件、免責要件等は、本規約【別紙2】 重要事項説明書「修理費用保険(家電補償特約付帯)のご説明」をご参照ください。

9. 契約者等が当社等に対して第16条(交換製品の提供)に基づいて旧登録製品を、又は第18条(単純金銭受領)に基づいて当社等に対し登録製品を提出する際に、登録済の登録製品であると当社等が判断できない製品が提出された場合、当社等は、保険金代理請求手続を行わないものとし、既に行われている保険金代理請求手続を撤回することがあります。

## 第16条(交換製品の提供)

当社等は、想定される代理受領保険金の額以下の金額で登録製品と同種製品が購入可能である場合、契約者等に対し、保険金受取オプションとして、当該同種製品の交換を提案するものとします。また、提供可能な同種品の提供価格が想定される代理受領保険金の額を超過する場合でも、契約者等が当該超過分の金額を負担することを事前に同意する場合は、当社等は保険金受取オプションとして、当該同種製品の交換を提案するものとします。

- 2. 契約者等が保険金受取オプションとして交換製品の提供を選択した場合、当社等は、交換製品を本サービスの契約申込にあたり契約者が申告した登録住所に当社等が定める方法によりお送りします。
- 3. 前項の場合において、当社等が発送した交換製品を契約者等が受領しなかった結果当社等に返送されたときは、これらの製品等については、当該製品等が当社等に返送された時点をもって、その所有権が当社等に移転し、当社等が自由に使用し、又は処分できるものとします。また移送中に当社等が指定した配送会社の責めに帰すべき事由による故障、破損等が発生した場合は、契約者等は改めて保険金受取オプション(当社等が提案するものにかぎります。)を選択するものとします。
- 4. 旧登録製品の所有権は、本条に基づき当社等から交換製品を契約者等が受領した時点で、当社等に移転するものとします。
- 5. 当社等が交換製品を提供するに際して、契約者等は、当社等が指定する製品一覧(以下、「製品ラインナップ」といいます。)の中から自ら選択した製品の提供を受けることができるものとします。なお、製品ラインナップは予告なく変更され又は限定される場合があり、契約者等は製品ラインナップ以外からメーカー、機種、型番、購入する販売店等を指定することはできません。
- 6. 前項にて当社等が指定する製品ラインナップには、新品のほか販売業者が性能を認める整備品や純正ではない付属品が含まれる場合があります。
- 7. 契約者等は、本条に基づき当社等が提供した交換製品又は付属品(以下、総称して「交換製品等」といいます。)について、受領した時点で破損その他不具合を発見したとき又は本サービスサイト等で確認できる保証受付日(交換品を当社等が契約者等に対して配送手配した日をいいます。)から起算して14日以内に自然故障が発生したとき(以下、総称して「交換製品初期不良等」といい、通常の使用に支障のない損傷又は汚損を除きます。)は、当社等が別途本会員サイト等に定める期間内にその旨を当社等に申し出るものとし、当社等の指示に従い当該交換製品初期不良等が発生した交換製品等を当社等に返送できるものとします。当社等は、本項に基づき契約者等より当該交換製品等が返送され、これに交換製品初期不良等を認めた場合は、契約者等に対し当該交換製品等と同種品の新たな交換製品等をご送付することにより無料で交換いたします。ただし、当該交換製品初期不良等が契約者等又は第三者の故意又は過失により生じたものと認められる場合は、この限りではありません。本項に基づき当社等が定める期間内に契約者等

よりお申出のなかった交換製品初期不良等については、後日契約者等からのご申告があった場合でも、本項に基づく無料交換の対象外とします。なお、本項に基づく交換製品等の無料交換にかかる費用は、本保険契約における保険金額の利用に算入されません。

- 8. 契約者等は、本条に基づき当社等が提供した交換製品についても、第14条(対象製品の登録)に基づき登録し、本保険契約の保険の目的とすることができます。
- 9. 提供する交換が設置工事を伴う製品であった場合、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用等、その他工事に関する費用は、契約者等の負担となります。
- 10. 交換製品の提供後、契約者等は旧登録製品を当社等又は当社等が指定する業者へ提出するものとします。なお、保険金代理請求手続申込時に申告いただいた登録製品と提出品に相違がある場合には、改めて正しい登録製品をご提出いただきます。またその際の送付費用は契約者等のご負担となります。
- 11. 前項の提出時に、旧登録製品と一緒にご送付された付属品等については、当社等に送付された時点をもってその所有権が当社等に移転し、当社等が処分できるものとします。
- 12. 契約者等が保険金受取オプションとして本条に基づき交換製品の提供を選択する場合、その対価として、契約者等は当社等に対して、当該同種製品の購入に要する費用として当社等が合理的に定める費用を支払う債務(以下「交換費用支払債務」といいます。)を負うものとします。但し、当社等が保険金代理請求手続により引受保険会社から受領した代理受領保険金がある場合、当社等は第13条(登録製品保証の概要)第6項に基づく相殺後の残額を契約者等に対して請求するものとします。かかる残額は、通常、【別紙1】に定めるご負担金額(【別紙2】に定める本保険契約の免責金額)と一致しますが、代理受領保険金の額が想定よりも少なかった場合、代理受領保険金が引受保険会社から支払われなかった場合又は第1項第2文の同意を契約者等がしていた場合は、ご負担金額を超えることがあり、契約者等はあらかじめこれを了承します。

## 第17条(登録製品修理)

当社等は、登録製品修理費用が、想定される代理受領保険金の額以下の金額である場合、契約者等に対し、保険金受取オプションとして、登録製品修理を提案するものとします。また、登録製品修理の費用及びこれに関連して発生する諸費用が想定される代理受領保険金の額以下の金額を超える場合でも、契約者等が当該超過分の金額を負担することを事前に同意する場合は、当社等は保険金受取オプションとして、登録製品修理を提案するものとします。

- 2. 前項で定める登録製品修理に関して、当社等が修理代金の支払いの提供を認めた場合に限り、 契約者等は修理代金の支払いをご利用いただけます。ただし、修理代金の支払いのご利用は当社 等が本サービスサイト等にて指定する修理業者での修理に限ります。また、当社等は契約者等に 対し、第15条(保険金代理請求手続)第5項で定める保険事故発生の事実を確認するための資 料(製品画像、事故詳細確認書類等)、及び修理ご利用時の修理費明細等の提出を求め、契約者 等はこれに応じるものとします。
- 3. 本条第1項の場合において、当社等が発送した修理製品(当社等が契約者等から預かり、修理を完了した登録製品を指します。)を契約者等が受領しなかった結果当社等に返送されたときは、これらの製品等については、当該製品等が当社等に返送された時点をもって、その所有権が当社等に移転し、当社等が自由に使用し、又は処分できるものとします。また移送中に当社等が

指定した配送会社の責めに帰すべき事由による故障、破損等が発生した場合は、当社等が当該発生を確認した時点をもってその所有権が当社等に移転するものとし、この場合、契約者等は改めて保険金受取オプション(当社等が提案するものにかぎります。)を選択するものとします。

- 4. 契約者等は、本条に基づき当社等が提供した登録製品修理について、当該修理製品を受領した時点で破損その他不具合を発見したとき又は本会員サイトで確認できる修理完了日(当社等が修理を委託する業者から修理完了の報告を受けた日をいいます。)から起算して 14 日以内に自然故障が発生したとき(以下、総称して「修理初期不良等」といい、通常の使用に支障のない損傷又は汚損を除きます。)は、当社等が別途本会員サイト等に定める期間内にその旨を当社等に申し出るものとし、引受修理対応又は訪問修理対応にて、当該修理製品等に修理初期不良等が認められた場合、無料修理を受けられるものとします。ただし、当該修理初期不良等が契約者等又は第三者の故意又は過失により生じたものと認められた場合は、この限りではありません。本項に基づき当社等が定める期間内に契約者等よりお申出のなかった修理初期不良等については、後日契約者等からのご申告があった場合でも、本項に基づく無料修理の対象外とします。なお、本項に基づく無料修理にかかる費用は、本保険契約の保険金額の利用に算入されません。
- 5. 本条に基づき当社等が提供した修理製品は、引き続き、本保険契約の保険の目的となります。
- 6. 登録製品の修理期間中における貸出機(代用品)の提供は行いません。
- 7. 記憶装置を持つ製品においては、修理の際にデータの消去をともなう場合があります。契約者等は、修理を依頼する際には、データの消去をともなうこと及び当社等はデータ復元には応じられないことについて、同意いただくものとします。
- 8. 契約者等は、登録製品修理にあたり、純正品以外の部品が使用される場合があることについて、あらかじめ承諾のうえ本条に基づく請求を行うものとします。
- 9. 登録製品の故障及び損害状態によっては、診断・検査・修理過程でお預かりした状態より症状が悪化又は進行する場合があります。また、契約者等は、それらの症状が発生した場合は、完全な修理が特に困難となることをあらかじめ承諾するものとします。
- 10. 提供する修理が設置工事を伴う製品であった場合、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用等、その他設置工事に関する費用は契約者等の負担となります。
- 11. 契約者等が保険金受取オプションとして本条に基づき登録製品修理(第2項の修理代金の支払いを除きます。)を選択する場合、その対価として、契約者等は当社等に対して、当社等が登録製品修理に要した費用(関連して発生する諸費用を含みます。)を支払う債務を負うものとします。但し、当社等が保険金代理請求手続により引受保険会社から受領した代理受領保険金がある場合、当社等は第13条(登録製品保証の概要)第6項に基づく相殺後の残額を契約者等に対して請求するものとします。かかる残額は、通常、【別紙1】に定めるご負担金額(【別紙2】に定める本保険契約の免責金額)と一致しますが、代理受領保険金の額が想定よりも少なかった場合、代理受領保険金が引受保険会社から支払われなかった場合、又は、第1項第2文の同意を契約者等がしていた場合は、ご負担金額を超えることがあり、契約者等はあらかじめこれを了承します。

## 第18条(単純金銭受領)

当社等が提案する保険金受取オプションに単純金銭受領が含まれている場合、契約者等は、当社

等から単純金銭受領をすることができます。なお、本サービスサイト上及びコールセンター等での申込手続においては、「単純金銭受領」を「金銭の支払い」としてご案内しております。

- 2. 前項に定める金銭の支払先は、契約者本人名義の口座が対象になります。
- 3. 契約者等が単純金銭受領を選択した場合でも、当社等が保険金代理請求手続を行うために、契約者等には登録製品を当社等又は当社等が指定する業者へ提出して頂きます。当社等にて当該登録製品を受領後、登録製品の状態を当社等で確認し、保険請求事由と一致した場合は、当社等は保険金代理請求手続を行うものとします。なお、申告いただいた登録製品と提出いただいた製品に相違がある場合には、改めて正しい登録製品を提出いただきます。またその際の送付費用は契約者等のご負担となります。
- 4. 前項に基づく提出時に、登録製品および一緒に送付された付属品等は、当社等に送付された時点をもってその所有権が当社等に移転し、当社等が処分できるものとします。また移送中に当社等が指定した配送会社の責めに帰すべき事由が発生した場合は、契約者等に対し登録製品の保証内容を改めて取り決めできるものとします。
- 5. 契約者等が単純金銭受領を選択した場合に当社等から受領する金銭の額は、当社等が保険金代理請求手続により引受保険会社から受領した代理受領保険金の額となります。

## 第19条(契約者等が負担する費用)

次の各号に掲げる費用は、本保険契約における保険金支払対象ではないため、契約者等の負担となります。

- (1)登録製品の修理提供時に、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用(工事費、材料費及び諸経費等を含みますがこれに限られません。)。
- (2)離島及び当社等の指定する遠隔地への修理依頼の際に発生する登録製品の往復送料及び出張に掛かる費用以外の、契約者等の都合により特別対応になった際の追加費用(消費税を含みます。)。
- (3) 第16条(交換製品の提供)第12項及び第17条(登録製品修理)第11項の規定される相殺後の残額及び当該残額の支払時に生ずる振込手数料又は代引き手数料(消費税を含みます。)。
- (4)交換製品の提供時に、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用(工事費、材料費及び諸経費等を含みますがこれに限られません。)
- (5) 契約者等が自身で手配する登録製品の処分にかかる費用。
- (6)登録製品修理を依頼した際に、第21条(本保険契約における免責事由)に定める本保険 契約における免責対象となる事由により生じた修理技術費用、修理見積費用、運送費用、出張費 用、部品代、振込手数料、代引き手数料、その他の諸費用(消費税を含みます。)。

#### 第20条(違約金)

契約者等が次の各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者等は、損害賠償金とは別に、違約金として、本サービス利用契約一件につき別途本会員サイトにて当社等が定める金額を所定の支払期日までにお支払いただくものとします。

- (1) 第16条(交換製品の提供)に違反し、旧登録製品を送付期限内に当社等に提出しなかった場合。
- (2) 第16条(交換製品の提供)に違反し、保険金代理請求手続の申込を取り消されたにもかかわらず、当社等が提供した交換製品を当社等の指定した期限までに当社等に返送しなかった場合。
- (3)第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)第2項第1号、第2号、又は第4号のいずれかに違反して登録製品保証を申し込まれた場合。
- 2. 当社等は、契約者にお支払いただいた本サービス料金等については、いかなる事由であっても返金に応じないものとします。
- 3. 旧登録製品を提出いただけない場合は、ご登録メールアドレスへ旧登録製品の提出案内をご連絡いたします。なお、当該提出案内の未着の有無にかかわらず、旧登録製品が提出されない場合には、契約者等は所定の支払期日までに違約金をお支払いいただくものとします。

# 第21条(本保険契約における免責事由)

次の各号のいずれかにあてはまる場合は本保険契約における免責対象となるため、当社は本章に基づくサービスを提供しません。その他の免責事由の詳細については【別紙2】に定める重要事項説明書をご参照ください。

- (1) 本保険契約の保険の目的の範囲外の製品であった場合。
- (2) 契約者が法人である場合。
- (3) 本サービス利用契約の登録住所が契約者の居住用住宅でない場合。
- (4)登録製品のメーカー保証書及び取扱説明書等の使用上の注意等による正しい使用方法と は異なる不適切な使用、又は想定された用法や限度を超える過酷な使用により生じた故障若し くは損傷である場合。
- (5)登録製品の自然の消耗若しくは劣化又は性質によるむれ、変色等による損害(電池パック 又はバッテリーの消耗を含みます。)、及び傷、汚れ、塗装の剥離等の外見上の損害であって、登 録製品の機能に影響が生じていないものである場合。
- (6)依頼された登録製品の修理が契約者等の都合により、実施されない場合、又は修理の依頼 をキャンセルした場合

## 第22条(間接的損害等の取扱い)

登録製品、交換製品又は修理製品の故障又は損傷等に起因して生じる次に掲げる損害については、 登録製品保証の対象とはならず、当社等は一切の責任を負わないものとします。

- (1)身体傷害(怪我及び傷害に起因する死亡を含みますがこれに限られません。)。
- (2)他の財物(ソフトウェアを含みますがこれらに限られません。)に生じた故障又は損傷等の損害。
- (3)登録製品、交換製品、修理製品、その他の財物が使用できなかったことにより生じた損害。

#### 第4章 一般条項

## 第23条(契約者等に関する情報の取り扱い)

当社等は、契約者が本サービスの利用申込に際して申告した内容及び当社等に提供した情報(契約者等に係る氏名及び名称、電話番号、住所、Eメールアドレス等の情報、ご契約番号とそれに含まれる情報、ご申告いただくクレジットカード等の情報を含みます。)、契約者等の登録製品情報(契約者が本会員サイトを通じて登録した、契約者等の保有する当社等所定の登録製品に関する型番、型番を取得するために撮影した画像・購入日・保証期限等の情報を含みます。)、契約者が本サービスを利用した際に本人確認のために提供する個人情報等を取得します。

- 2. 当社等は、前項に基づき取得した情報を、以下各号に定める目的で利用します。
- (1) 本サービス及び当社等が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用分析。
- (2) 当社等が契約者等にとって有益と考える情報の通知、配信等の提供。
- (3) 本規約に定める禁止行為への対処。
- 3. 当社等は、本条第1項により取得した情報を、前項に定める目的に必要な範囲で引受保険会社に提供いたします。
- 4. 当社等は、本条第1項により取得した情報を、本条第2項に定める目的に必要な範囲で業務 委託先に開示することがあります。
- 5. 前各項に定める他、本サービスに関して取得した契約者等に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「個人情報保護方針」及び委託会社の定める「プライバシーに関する通知」が適用されます。

関西電力:https://www.kepco.co.jp/siteinfo/privacy/

委託会社:https://www.asurion.com/privacy-notice/ja/

## 第24条(本サービスの停止・中断)

当社等は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本サービスの提供を一時的に 停止又は中断することがあります。

- (1) 本サービスを提供するために使用するネットワーク、システム又は設備について点検、保守又は工事を定期的・臨時的に行う必要があるとき。
- (2) 自然災害、テロ行為、戦争、暴動、騒乱、労働争議、感染症の感染拡大、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難又は不可能になったとき。
- (3) 本サービスに係るシステム、通信回線又はネットワーク等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス又はハッキング等により、停止又は中断が必要であると当社等が判断したとき。
- (4) 本サービス以外のサービスに、トラブル、サービス提供の中断若しくは停止、本サービスとの連携の停止、又は仕様変更等が生じたとき。
- (5) その他、当社等が合理的な理由により、本サービスの提供を停止又は中断する必要があると判断したとき。
- 2. 当社等は、前項に定める他、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができます。
- 3. 当社等は、本条第1項及び前項の規定に基づき本サービスの提供の停止若しくは中断又は利用の制限等を計画している場合には、契約者に予め周知するものとします。ただし、緊急やむを

得ない場合は、当該周知を行わないことがあります。

- 4. 当社等は、本条第1項及び第2項の規定に基づき本サービスの提供を中止し、若しくは中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、本サービス料金等の減免等は行わず、これによ
- り、契約者等に損害が生じた場合であっても、当社等はその責任を負いません。

### 第25条(利用停止等)

当社等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知又は催告をすることなく、当該 契約者等の本サービスの利用を停止できるものとします。なお、本項に基づき本サービスの利用 が停止された場合であっても、契約者は、当該利用停止日の属する月に係る本サービス料金等の 支払義務を免れないものとします。

- (1) 契約者等が過去又は現在において本規約等に違反したとき。
- (2) 契約者等の登録情報に虚偽があることが判明した場合。
- (3)契約者等が当社等、又は本サービスの他の契約者その他の第三者に、損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で、本サービスを利用した又は利用しようとした場合。
- (4) 契約者等による登録製品保証の申込みが転売目的であると当社等が判断したとき。
- (5)契約者等が本サービス料金等その他の本規約等に基づく当社等に対する金銭債務を、支払 期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6)契約者がクレジットカード会社の決済承認を受けることができなかった場合、又はその他 不正利用の疑いがある場合。
- (7) 契約者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申立てがなされた場合。
- (8) 契約者等が第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)の定めに違反したとき。
- (9) その他、本サービスの利用が不適切であると当社等が判断したとき。
- 2. 当社等は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知又は催告をすることなく、当該契約者との本サービス利用契約の全部又は一部を解除することがあります。
- (1) はぴeみる電を退会した場合。
- (2) 本規約のいずれかの条項に違反し、当社等から違反の是正を求められたにもかかわらず、当社等の通知した履行期間以内に当該違反を是正しなかった場合。
- (3)前項第2号、第3号又は第4号に定める場合。
- (4) 死亡した場合。
- (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合、差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合、又は租税公課の滞納処分を受けた場合。
- (6)前各号の他、当社等が、契約者等による本サービスの利用について、合理的な根拠に基づき不適切であると判断した場合。
- 3. 本条第1項の規定により当社等が本サービスの利用を停止している間、契約者等は本サービスの全部又は一部の利用を行うことができません。また、この間に登録製品に保険事故を生じたことにより発生した被害は、利用を停止している期間が経過した後においても登録製品保証の対象外とします。
- 4. 本条第1項の規定により当社等が本サービスの利用が停止している間も、本サービス料金等

の支払義務を免れないものとします。

- 5. 本条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、本サービスの利用が停止されたことにより契約者等に損害が生じた場合であっても、当社等はその責任を負いません。
- 6. 契約者は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社等から何らの通知催告がなくとも、当社等に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社等に対して弁済しなければならないものとします。

#### 第26条(契約者からの解約申出)

契約者は、本サービス利用契約の解約を希望されるときは、当社等が別途本サービスサイト等に 定める方法に従い当社等に対して本サービスの解約を申し出るものとします。なお、契約者等が 登録製品を廃棄、譲渡等したことにより契約者等のお手元に無い場合にも、本サービス利用契約 を解約しない限り本サービス利用契約は継続します。

2. 前項に従い契約者が本サービス利用契約を解約した場合、契約開始日又はその応当日から起算して1年の期間内の再加入を認めません。ただし、解約時点で契約者等が一度も登録製品保証をご利用しておらず、かつ、本規約のいずれの条項にも違反していなかった場合等、当社等が特別に再加入を認める場合を除きます。

## 第27条(本サービス等の変更及び提供終了)

当社等は、当社等の都合により、本サービスの内容の全部若しくは一部を変更し、又は本サービスの提供を終了(かつ本サービス利用契約を終了)できるものとします。なお、当社等が本サービスの提供を終了する場合、当社等は、契約者に対し事前に通知するものとします。

- 2. 当社等は、当社等が適当と判断する方法により、予告なく本規約等の内容の全部又は一部を追加、変更、削除等の改定をできるものとします。この場合、当社等は、第28条(通知)に従い、当該改定の内容及びその効力発生日を契約者に通知するものとします。契約者は、通知された改定内容に同意しない場合は、速やかに本サービス利用契約の解約手続を講じなければならないものとします。契約者が当該改定日後に本サービスの利用等の行為を行った場合、当社等は契約者が当該改定の内容を承諾したものとみなすことができるものとします。
- 3. 本サービスの全部又は一部を変更及び終了したことにより契約者等に損害が生じた場合であっても、当社等はその責任を負いません。

#### 第28条(通知)

当社等は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- (1) 契約者の登録住所への郵送等による通知
- (2) 契約者が「はぴ e みる電」に登録している、又はその他の方法により当社に通知して いる電子メールアドレスへの電子メール送信
- (3) 「はぴ e みる電」のマイページ上での通知
- 2. 契約者への通知は、前項に定める方法により、当社等が通知を発した時点で契約者に到達したとみなします。
- 3. 当社等は、本条第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト等上にその内容を掲載

することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に代えることができるものとします。この場合、当社等が当該通知内容を本サービスサイト等上に掲載した時点をもって、契約者に対して、当該通知が契約者に到達したとみなします。

### 第29条(変更の届け)

契約者は、自身の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他本サービスの利用に伴い当社等へ届け出た内容に変更があった場合は、速やかに当社等所定の方法で当社等に届け出るものとします。なお、契約者がその届出内容の変更があった場合にもかかわらず、当社等に届出をしない場合(当社等への届出後、当社等がその変更内容を確認できるまでの間を含みます。)、本規約に定める当社等からの通知については、当社等が契約者から届出を受けている連絡先へ発信したことにより、契約者に到達したとみなします。

2. 前項の届出があった場合、当社等は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示 又は提出を契約者に求める場合があり、契約者はこれに応じるものとします。

## 第30条(本サービス利用契約終了後の処理)

契約者等は、本サービス利用契約が終了した場合、その理由にかかわらず、直ちに本サービスの利用を終了しなければならないものとします。

- 2. 本サービス利用契約が終了した場合、その理由を問わず、当社等は、本サービスに係る契約者等に関するデータを消去でき、本サービス利用契約に基づく契約者等の権利は消滅するものとします。
- 3. 当社等は、前項に基づいて契約者等に関するデータを消去したことによって契約者等に生じた損害について責任を負わないものとします。
- 4. 契約者等は、本サービス利用契約が終了した場合、本サービスに係る契約者等に関するデータを回復できないこと、及びいかなる本サービスも利用できなくなることに、予め同意するものとします。本サービス利用契約の終了後も、第2条(本規約)、第3条(用語の定義)、第8条(ご利用料金)、第23条(契約者等に関する情報の取り扱い)、第30条(本サービス利用契約終了後の処理)、第33条(秘密保持)、第34条(知的財産等)、第36条(反社会的勢力)、第37条(保証及び免責事項)、第38条(損害賠償)、第39条(不可抗力)、第40条(分離可能性)、並びに第42条(準拠法、管轄裁判所)の規定は、なお有効なものとして存続するものとします。

#### 第31条(第三者コンテンツ)

契約者等は、本サービス又は本サービスサイト等を通じて、当社等以外の第三者が製作し、提供するコンテンツ、ウェブサイト、製品、又はサービス等(以下、「第三者コンテンツ」といいます。)に触れる可能性があります。当社等は第三者コンテンツを審査しておらず、(i)第三者コンテンツ及び(ii)契約者等による第三者コンテンツへのアクセス又は使用について責任を負いません。契約者等は、契約者等自身の責任で第三者コンテンツにアクセス、使用するものとし、本規約又は当社等の定めるプライバシーポリシーは第三者コンテンツには適用されないものとします。

#### 第32条(本サービスにおける遵守事項、禁止行為)

契約者は、本サービス及び本サービスサイト等の利用にあたって、次の各号を遵守します。

- (1) 本サービスが円滑に行われるように、全面的に協力すること。
- (2) 本サービスを提供するために必要となる電気・通信料その他の費用を負担すること。
- (3) 本サービスの提供に関する問合せ又は苦情等の申し出を行う場合、本会員サイトで定める窓口へ連絡すること。
- 2. 契約者等は、本サービス及び本サービスサイト等の利用にあたって、次の各号における行為を行ってはならないものとします。
- (1) 本規約の規定に違反する行為。
- (2) 本サービス又は本サービスサイト等の利用申込時及び利用時にあたり当社等に対して虚偽 又は架空の情報を登録、届出又は申告する行為。
- (3) 本サービス又は本サービスサイト等を違法又は不正の目的で利用する行為。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (5) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為。
- (6) 本サービス、本サービスサイト等又は当社等の業務を阻害する行為や支障をきたすおそれのある行為。
- (7) 当社等若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、 プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為。
- (8)法令、本規約等若しくは公序良俗に反する行為、当社等若しくは第三者の信用を毀損する 行為、又は当社等若しくは第三者に不利益を与える行為。
- (9) 本サービスを有償、無償を問わず、営業目的で利用する行為(本サービスを第三者に再販売する行為を含みますが、これに限られません。)。
- (10) 第36条(反社会的勢力)に違反する行為。
- (11) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為。
- (12)本規約等に記載されている内容を超えるサービス提供を求める行為又は本規約等を逸 脱する行為及びそれに類する行為
- (13) 本サービスに関係する個人・法人・団体を誹謗中傷する行為
- (14) 政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切とそれに類する行為
- (15) キャンペーン期間中及び無料期間中に退会し、再度入会する等の行為
- (16) その他、本サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切であると当 社等が判断する行為

#### 第33条(秘密保持)

契約者等は、本サービスに関連して当社等が契約者等に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社等の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱わなければならないものとします。

### 第34条(知的財産等)

本サービスにおいて当社等が契約者等に提供する一切の物品、情報等の有形又は無形の構成物 (本規約、本サービスサイト等、その他の当社等のホームページ、当社等から配信されるメール マガジン等を含みます。)に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権その他一切 の権利は、当社等又は当社等にライセンスを許諾している第三者に帰属するものとします。

2. 契約者は、本サービス又は本サービスサイト等におけるサービスの向上等に関してコメント又はアイデアを提供した場合、当社等はかかるコメント又はアイデアを採用する義務を負わず、これについて契約者に報酬を提供することなく利用し、第三者に開示できるものとします。

### 第35条(保存データのバックアップ等)

契約者等は、自己の責任で、登録製品に保存されたソフトウェア、データ、ファイル等(以下、「保存データ」といいます。)を自己の責任及び費用においてバックアップするものとし、保存データの喪失、改変、破損等について当社等は責任を負わないものとします。また、当社等は、保存データの消去義務を負わず、当社等が保存データを消去しなかったこと又は保存データを消去したことに起因する損害について、当社等は責任を負いません。登録製品のソフトウェア、データ、ファイル等について契約者が適切なバックアップを実施していないと当社等が判断する場合、当社等は本サービスの提供をお断りする場合があります。

# 第36条(反社会的勢力)

契約者等は、当社等に対し、次の各号の事項に該当しないことを確約するものとし、かつ将来に わたっても該当しないことを保証するものとします。

- (1)暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、 社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者の構成員(以下、総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
- (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (3)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 2. 契約者等は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1)暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社等の信用を毀損し、又は当社等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社等は、契約者等が前項に違反した場合、何らの通知催告なく、本サービス利用契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとします。この場合、当社等は、当該解除によって契約者等に生じた損害を賠償する責任を負いません。

### 第37条 (保証及び免責事項)

当社等は、本サービスが、契約者等の特定の目的に適合すること、特定の結果を実現すること、 あらゆる OS、ウェブブラウザ又はアプリのバージョンにおいて良好に利用できること、期待す る機能、商品的価値、安全性、信頼性、正確性、有用性又は適法性を有すること、第三者の権利 を侵害しないこと、継続的に利用できること、中断、中止その他の障害が生じないこと、バグや 不具合が生じないこと、並びにハッキングや盗難が生じないことにつき、明示又は黙示を問わず、 何ら保証しません。

- 2. 本サービスは、外部サービスと連携することがありますが、当社等は、当該連携において契約者等が当該外部サービスを利用できることを一切保証しません。
- 3. 契約者等は、本サービスと連携する外部サービスを利用する場合、当該外部サービスの利用規約その他の条件を、契約者等の費用負担と責任で遵守するものとし、契約者等と当該外部サービスを提供する事業者との間で紛争等が生じた場合には、契約者等の費用負担と責任において、これを処理しなければならないものとします。
- 4. 当社等は、本規約の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社等は、本規約の各条項において保証しないとしている事項、責任を負わないとしている事項、契約者等の責任としている事項について、当社等に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負いません。当社等は、本サービスに関して契約者等に損害が生じた場合であっても、当社等に故意又は重過失がある場合を除いて、責任を負いません。
- 5. 契約者が、本サービスによって提供されるサービスの利用に関して他の契約者等又は第三者(契約者家族を含みますがこれに限られません。以下、本条において同じです。)からクレームを受け又はその者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社等に通知するとともに、自己の費用負担と責任において当該クレーム及び当該紛争を処理しなければならないものとし、当社等に迷惑をかけないものとします。また、契約者は、当社等からの要請に基づき、その経過及び結果を当社等に報告しなければならないものとします。

#### 第38条(損害賠償)

当社等が、契約者等に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社等が契約者等に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害に限られるものとし、その賠償額は契約者から当該損害が発生した月に受領した月額料金の額を上限とします。但し、当社等の故意又は重大な過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。

2. 契約者等が本規約等に定める事項に違反したことにより当社等が損害を被った場合、契約者等は、当社等に対し当該損害を賠償する責任を負うものとします。

#### 第39条(不可抗力)

当社等は、天災地変(台風、津波、地震、風水害、落雷及び塩害等を含みますが、これらに限られません。)、火災、感染症、伝染病、疫病、サイバー攻撃、公害、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、法令又は規則の制定又は改廃、公権力による命令又は処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関又は通信回線等の事故その他の不可抗力によって本サービスの履行等が妨げられた場合、かかる不可抗力によって契約者に生じた損害又は不利益について責任を負いません。

#### 第40条(分離可能性)

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

## 第41条(譲渡禁止、当社等による譲渡)

契約者等は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第 三者のために担保に供してはならないものとします。

2. 当社等は、本規約等に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡できるものとします。

## 第42条(準拠法、管轄裁判所)

本規約等及び本サービス利用契約は、日本法に従って解釈・適用されるものとします。

2. 契約者及び当社は、本規約等に関連する一切の紛争については大阪簡易裁判所及び大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第43条(協議解決)

本規約等に関する疑義又は本規約等に定めのない事項については、契約者及び当社の双方が誠意をもって協議し、円満に解決を図るものとします。

### 第44条 (完全合意)

本規約等は、契約者が当社等との間で本サービス利用契約を締結した日における契約者と当社 等との完全な合意を規定したものであり、本サービス利用契約締結以前に契約者と当社等との 間でなされた合意事項等と本規約等の内容とが相違する場合は、本規約等が優先するものとしま す。

#### 附則

本規約は2025年12月2日より適用します。

# 【別紙1】

● 月額料金:1,980円(税込)(※1) ※1:暦月ごとに発生いたします。

● 対象製品:スマートフォン(※1)、パソコン、タブレット、デジタルカメラ(本体)、デジタルビデオカメラ(本体)、ワイヤレスイヤホン、スマートスピーカー、スマートウォッチ、ゲーム機(本体)、プリンター

※1:登録できるスマートフォンは2台までとなります。

● ご負担金:5,500円(税込)

## 【重 要 事 項 説 明 書 (契約情報)】

## 修理費用保険(家電補償特約付帯)のご説明

レスキュー損害保険株式会社

- ■本書面はご契約に関する重要な事項(契約概要・注意喚起情報等)についてご説明しています。お申込み前に必ず読んでいただきますようお願いします。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」に記載していますので、必要に応じてご覧ください。ご不明な点につきましては、弊社までお問合せください。
- ■お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。
- ■当書面に商品概要や契約条件を明示していますので、当書面の交付をもって被保険者 の意向を確認したとみなします。

## 1. 商品の仕組み

修理費用保険(家電補償特約付帯)とは、関西電力株式会社及びアシュリオン・ジャパン株式会社が保険契約者となり、「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパックご利用規約」に定める契約者等を被保険者とし、偶然な事由(注1)によって、被保険者が所有する対象の製品が使用不能(対象の製品を使用できない状態をいいます。)となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額を限度として保険金をお支払いする保険商品です。

(注1) 故障(水濡れによる故障を含みます)と外装破損をいいます。盗難・紛失は補償対象外です。

## 2. 補償内容

(1) 保険の目的(契約対象物)の範囲

修理費用保険(家電補償特約付帯)における保険の目的(契約対象物)は、日本国内に所在し、次の①~⑩の条件を満たす【表 1】に規定される製品となります。(以下、「保険の目的物」といいます。)製品に挿入する SIM カード、メモリーカード、電池パック等及び充電器、AC アダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

- ① 「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」の利用 規約で定める期間内に所定の方法で登録されていること
- ② 被保険者が日常生活で使用することを目的として購入、使用されている製品であること
- ③ 「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」で定める登録住所が被保険者の居住の用に供する住宅であり、主な利用がその住所である製品であること。(ポータブル製品を除く)

- ④ 購入日から起算して10年以内の製品であること(注1)
- ⑤「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」の契約開始日より前 に購入した製品については、購入日が契約開始日の前日から起算して5年以内の製品であること(注2)
- ⑥日本国内で発売されたメーカーの正規品(「はぴ e 暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」に基づいて修理を受けた修理済製品を含みます)である製品であること
- ⑦日本国内で修理受付可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な製品であること
- ⑧日本円で購入した製品であること
- ⑨補償開始日時点で、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、正常に動作して いる製品であること
- ⑩被保険者が所有している製品であること

## 【表1】

スマートフォン (携帯電話を含み、以下総称して「スマートフォン」といいます。)(注3)
パソコン
タブレット
デジタルカメラ (本体)、デジタルビデオカメラ (本体)
ワイヤレスイヤホン
スマートスピーカー
スマートウォッチ
ゲーム機 (本体)

- (注1)購入時の領収書等のご登録がなく、購入日が確認できない場合は、保険の 目的物のメーカー発売月の1日から起算して10年以内の製品であるこ と。
- (注2) 購入時の領収書等のご登録がなく、購入日が確認できない場合は、保険の 目的物のメーカー発売月の1日が契約開始日の前日から起算して5年以内 の製品であること。
- (注3)登録できるスマートフォンは2台までとなります。
- (2) 保険金をお支払いする場合

プリンター

偶然な故障(水濡れによる故障を含みます)又は外装破損によって保険の目的物が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

(3) 損害額の決定

保険の目的物が故障又は外装破損した場合は、メーカー等が発行する書類(注1)をもとに、次のとおり損害額を決定します。

① 保険の目的物を修理した場合は、修理費用(注2)とします。ただし、被保 険者が自ら修理業者を選定し修理した場合の損害額は、次の③にて算出され

る金額または実際の修理費用のいずれか低い金額とします。

- ②保険の目的物を同等品と交換をした場合は、交換費用(注3)とします。
- ③保険契約者及び被保険者の過失の有無を問わず、修理又は同等品との交換を行わなかった場合は、損害が発生した保険の目的物の購入日が確認できる場合は購入日を起算とし、確認できない場合はメーカー発売月の1日を起算として、購入金額又はメーカー発売時の市場価格のいずれか低い方に下記【表2】の残価割合を乗じて得た金額とします。端数が生じた場合は小数点第一位を四捨五入して1円単位とします。

## 【表2】

		経過年数										
	残価割合(%)		2	3	4	5	6	7	8	9	1	
			年	年	年	年	年	年	年	年	О	
			目	目	目	目	目	目	目	目	年	
											目	
製品	スマートフォン- Apple	95	90	80	70	60	53	46	39	32	25	
の種	スマートフォン- その他	75	62	55	48	41	34	27	23	19	15	
別	パソコン-Apple	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	
	パソコン-その他	80	65	55	45	40	35	30	25	20	15	
	タブレット- Apple	95	90	90	85	80	75	70	65	60	55	
	タブレット-その 他	85	75	65	55	50	45	40	35	30	25	
	プリンター	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	
	ワイヤレスイヤ ホン-Apple	95	85	80	75	70	62	54	49	44	39	
	ワイヤレスイヤ ホン-その他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15	
	スマートウォッ チ-Apple	95	85	80	75	70	65	60	55	50	45	
	スマートウォッ チ-その他	75	60	50	45	40	35	30	25	20	15	
	スマートスピーカー	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	

デジタルカメラ (本体)	95	90	87	84	82	80	78	76	75	74	
デジタルビデオ カメラ (本体)	90	80	75	70	65	60	55	50	45	40	
ゲーム機(本体)	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	

- (注1) 修理領収書、修理見積書、修理完了報告書など、修理内容及び修理費用を 証明できるもの、又は修理不能であることを証明できるもの、同等品の交 換費用や交換した製品が分かるもの、保険の目的物の購入金額や購入日 が分かる領収証等をいいます。
- (注2)メーカー等の弊社以外が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。
- (注3) 交換した製品と交換前の製品の性能等が著しく異なる場合には交換前の 製品の再調達費用が損害額となります。

## (4) お支払いする保険金の額

保険金額を限度として、損害の額から製品一台毎に「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」で定めるご負担金(以下、「免責金額」と言います。)を差し引いた金額をお支払いします。

### 【保険金額】

保険金額(注1)	30万円
免責金額	5,500円

(注1) 支払われる保険金は被保険者毎の保険責任期間を通じて保険金額を限度 とします。

## ★ (5) 保険金支払後の保険契約

- ①弊社が特定の被保険者に保険金を支払った場合でも、この保険契約における他 の被保険者の保険金額は、減額されません。
- ②保険責任期間において、弊社が保険金を支払った場合は、弊社は支払いの都度、 被保険者毎に保険金の支払金額を記録し、保険金額から既に支払った保険金の 合計額を差し引いた残額を限度として保険金を支払います。なお、支払金額は、 事故発生日を基準として記録します。
- ★ (6) 保険金をお支払いできない主な事由

弊社は、次のいずれかに該当する事由によって被保険者が被った損害に対しては、 保険金を支払いません。

- ①保険契約者又は被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ②被保険者でない者が保険金の全部又は一部を受け取るべき場合においては、 その者の故意もしくは重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③被保険者の同居の親族の故意又は保険の目的物を使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限ります。
- ④保険金を支払う場合の偶然な事由が保険期間外に発生した場合。

- ⑤地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑥火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑦公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変又は暴動に起因する損害の場合。
- ⑨すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、保険の目的物の本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑩保険の目的物のメーカー保証書及び取扱説明書等の使用上の注意等による正 しい使用方法とは異なる不適切な使用、又は想定された用法や限度を超える 過酷な使用により生じた故障又は損傷である場合。
- ⑪自然の消耗、経年劣化、縮み、変色又は変質による損害。
- ⑫日本国外で発生した事故による損害。
- ③被保険者が、メーカー等が発行する書類を、弊社に提出しない場合。
- (4)保険責任期間開始日の前日以前に生じた損害。
- ⑤保険責任期間終了日の翌日以降に生じた損害。
- ⑩保険金請求時において、契約者及び被保険者の過失の有無を問わず、保険の目 的物の現物確認ができない場合。ただし、弊社が特別に認めた場合を除く。
- ⑩その他、契約者のサービス規約等によってサービスの提供条件を満たしていない場合。

弊社は、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った 損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ①保険の目的物のメーカー等による修理、清掃等の作業中における作業上の過失又は技術の拙劣により、保険の目的物の状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ②保険の目的物にかかった、修理費用以外の費用による損害。(見積り取得に関する費用、送料、Appleエクスプレス交換サービス利用料、契約者等の都合にて従来の設置場所と異なる位置へ設置依頼された際に発生する脱着や設置工事費用、契約者等が自身で手配する製品の処分にかかる費用、離島及び弊社の指定する遠隔地への修理依頼の際に発生する製品の往復送料及び出張に掛かる費用につき、契約者等の都合により特別対応になった際の追加費用、その他これらに類するもの。)

### 3. 付帯する特約

家電補償特約、保険料月払いに関する特約、包括契約に関する特約が付帯されます。

# 4. 保険責任期間

(1)被保険者毎の弊社の保険責任期間は「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」の契約開始日から起算して31日目の午前0時に始まり、契約開始日の1年後の応当日(以下、毎年の応当日を「年応当日」といいます。)の前日の24時に終了します。

- (2)「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」の契約開始日以降に購入した保険の目的物の保険責任期間は、購入日から起算して31日目の午前0時に始まり、(1)で定める次の年応当日の前日の24時に終了します。
- (3)被保険者が「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」加入中に(1)で定める年応当日が到来した場合は自動更新されます。自動更新された場合の保険責任期間は、自動更新された日の0時から始まり、1年後の年応当日の前日の24時で終了します。以後、被保険者が「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」加入中に年応当日の到来毎に同様となります。
- (4)「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」で定める解 約、解除又は終了した場合は、(1)から(3)に関わらず、解約、解除又は終了した日の24時に終了し、自動更新されません。

## 5. お引受条件

当保険は「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」に自動付帯となります。

# 6. 保険料の払込方法・払込手段・払込期日・払込猶予期間

保険料は保険契約者が弊社へ支払いますので、被保険者が直接弊社へ支払うことはありません。

# 7. 満期返戻金、契約者配当金

この保険には満期返戻金及び契約者配当金はありません。

## 8. 解約及び解約返戻金等の有無について

当保険は「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」に自動付帯のため、 保険契約のみの解約はできません。「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック」を解約される場合は「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利 用規約」に従って手続きしてください。保険契約の解約払戻金はございません。

## 9. 被保険者について(範囲と制限)

この契約の被保険者は「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用 規約」で定める契約者等をいいます。(「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしん パック」の契約者本人及び契約者と生計を同一にする同居の親族(2親等以内)をい い、個人に限ります。)

## 10.補償重複について

★保険の目的物を補償する他の保険契約や製品のメーカー等が実施する保証サービスに 重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サ ービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

## 11. クーリングオフ (契約申し込みの撤回等について)

★保険契約者が法人のため、クーリングオフのお申出を受付けることはできません。

# 12. 損害保険会社破綻時の取扱い

★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

# 13. 事故が起こったときの手続き及び注意点

- ★ (1) この保険で補償される事故が発生した場合は、「はぴe暮らしサポート デジタル 機器あんしんパック ご利用規約」で定める方法により修理、交換、金銭の支払 いのいずれかのサービスを依頼するものとします。保険契約者の了解を得るこ となく、「はぴe暮らしサポート デジタル機器あんしんパック ご利用規約」で 定める方法以外の方法で修理、交換、金銭の支払いを依頼された場合には補償の 対象外となります。
- ★(2)被保険者は、本保険の利用にあたって保険金の請求及び受領に係るすべての権限 (修理、交換、金銭の支払いのいずれかを選択する権限を含みます。)及び手続 の実施を、本保険に係る保険契約者もしくは保険契約者が指定する者に委任す ることについて同意するものとします。
- ★ (3) 保険金のご請求にあたっては、以下の書類又は証拠をご提出いただく場合があります。
  - ①修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等の レポート等修理した事実及び修理内容を証明できるもの
  - ②有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
  - ③修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
  - ④新規購入した際の領収書、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明 できるもの
  - ⑤その他保険会社が求めた書類、写真
- ★ (4) 保険金請求については時効 (3年) がありますのでご注意ください。

## 【保険金請求に関するお問合せ窓口】

保険金請求に関するご相談、お問合せは下記にお願いいたします。 お客様サポートセンター 0120-926-930

## 14. 個人情報のお取り扱い等について

弊社は、プライバシーポリシーに基づき、お客様の個人情報の適正な取扱いを確保する とともに、安全管理について適切な措置を講じます。

(1) 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得

します。

(2) お客様に関する情報の利用目的について

お客様からご提供いただいた個人情報は、保険業の健全な運営とお客様に対するサービスの提供のため、次の目的達成に必要な範囲内で利用させていただきます。

- ①保険契約の引受、管理 ②適正な保険金の支払い ③弊社が有する債権の回収など
- (3) お客様に関する情報の外部への提供について

弊社は、個人情報について利用目的の達成に必要な範囲内で以下の場合に第三者に提供することがあります。

- ①弊社の業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)に提供 する場合
- ②適正な保険金支払のために保険事故の関係者(修理業者、保険事故の当事者等)関係先に提供する場合など

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては弊社ホームページ (https://www.rescue-sonpo.jp/) をご覧いただくか、最終ページ記載のお問合せ窓口までお問い合わせください。

## 15. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、弊社が契約する 指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただけます。

## 【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号:0570-022808 (ナビダイヤル)

受付時間:9:15~17:00 (月~金曜日 (祝日・休日及び12/30~1/4を除く))

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

## 【保険会社への相談・苦情・お問合せ窓口】

住所:東京都港区三田三丁目5番19号 住友不動産東京三田ガーデンタワー29階 担当部署:レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

以上

2025年10月31日制定

文書番号: RC02-042 2025.10